

宍 議 第 182 号

令和7年7月9日

宍粟市教育長 中 田 直 人 様

宍粟市議会議長 浅 田 雅 昭

宍粟市文化財保存活用地域計画（案）に対する
議会意見の提出について

標記のことについて、宍粟市議会基本条例第11条第2項の規定により、別紙
のとおり意見を提出します。

宍粟市文化財保存活用地域計画に対する議会意見

● P47

第2章宍粟市の文化財概況

⇒表2-1で指定文化財を数の羅列で記載されているのが気になった。計画書のなかに地域の文化財が周知されていない事・関心度が低い事を憂える記述がある。この一覧表においては、やはり一点一点大切な文化財としてその名称（通称）所在地の記載はあるべきかと考える。例えばP48～53の掲載写真に附番し、P54.55の地図上に附番した番号をリンクさせて記載するなどの対応をしてはどうか。

● P63

（2）山崎町山崎地区歴史的景観形成地区

⇒兵庫県で3例目として、この度、酒蔵連なる一帯を「県の景観形成 “重点” 区域」に指定された。

P63 本文5行目に、「県の歴史的景観形成地区、重点 文化財活用地区に指定」と表現されているが意味として同じことか。表し方に変更の必要はないか。

● P79

2）無形の民俗文化財

⇒本市の特徴的な伝統芸能の獅子舞・チャンチャコ踊りは人口減少による継承者不足等のため、資料や記録に残されるだけの状況になりつつある。現在かろうじて残っているものについては失われる前に早急に映像記録などとして保存の対応がとられるように計画に入れてるべきと考える。例えば、後段の方針（P97の①文化財保護の推進、P103文化財のデジタルアーカイブ化の推進）に、『無形の民俗文化財』として追加の記載をしてはどうか。

● P91

（3）文化財の防災・防犯に関する課題

⇒風水害及び地震に係る応急復旧対策が上がっている。平成21年に一宮町閭賀の浸水で区有文書が被災した際に応急処置がなされた記述がある。被災後の対応方法云々以前に、宍粟市が地理的にも度々水害に見舞われている事情を考慮し、大切な文化財が損なわれる事がないように方策を織り込んだ防災計画を希望する。